

投資先企業が外国法人の場合 (エンジェル税制の適用対象外となる)

目次

1. エンジェル税制の適用が認められない場合
2. エンジェル税制の適用が認められる場合

1. エンジェル税制の適用が認められない場合

エンジェル税制の適用対象となるベンチャー企業は、日本の会社法により設立された会社です。

したがって、日本の会社法の適用がない外国法人に投資して株式を取得しても、エンジェル税制の適用対象外となります。

2. エンジェル税制の適用が認められる場合

なお、親会社が外国法人であっても、子会社が日本にあり日本の会社法に基づいて設立された子会社に対して投資して株式を取得した場合には、エンジェル税制の適用対象となります。